

4. 持続的に発展し、豊かな暮らしを育むまち【暮らし・基盤】進捗状況集計

達成状況評価基準	令和7年度評価		事業総合評価	
	取組数	割合	取組数	割合
A【100%又は100%以上】…事業が完了 又は 目標以上成果があった	1	2.9%	0	0.0%
B【70%～100%未満】…検討課題がほぼなく 又は あるものの事業を実施中	34	97.1%	33	94.3%
C【50%～70%未満】…事業の実施準備が完了 又は完了し事業に着手	0	0.0%	2	5.7%
D【20%～50%未満】…課題等への対応中 又は 事業の実施準備がほぼ完了	0	0.0%	0	0.0%
E【0%～20%未満】…未着手 又は 着手に向けて検討中	0	0.0%	0	0.0%

令和8年度事業の方向性					
区分	取組数	割合	区分	取組数	割合
A	1	2.9%	C	1	0.0%
	2	0.0%		2	0.0%
B	1	31.88.6%	D	1	0.0%
	2	1.2.9%		2	0.0%
	3	2.5.7%		3	0.0%

※事業の方向性に関する説明は、【資料1】の1ページ目をご覧ください。

【暮らし・基盤】施策評価

項目	取組名称	まちづくり戦略 (新規・拡充)	令和7年度事業内容・実績(見込)	令和7年度 評価	令和8年度の事業内容	令和8年度 の方向性	事業総合 評価	担当課
4 持続的に発展し、豊かな暮らしを育むまち【暮らし・基盤】								
1 土地利用								
1 総合的な土地利用の推進								
	1 都市計画(線引き等)の見直し		新松田駅北口地区市街地再開発事業に関連し、新松田駅周辺地域の用途等の見直しを実施しました。	A	必要に応じて用途等の見直しを進めていきます。	B1	B	まちづくり課
	2 松田町特定地域土地利用計画の見直し		「公有地の拡大の推進に関する法律」「国土利用計画法」に係る相談をはじめ、都市計画区域外における「神奈川県土地利用調整条例」に係る事前相談窓口を設けるとともに、県の規制面積要件の経過措置について、県に「引き続きお願いしたい旨」働きかけを行いました。	B	引き続き、「公有地の拡大の推進に関する法律」「国土利用計画法」に係る相談をはじめ、都市計画区域外における「神奈川県土地利用調整条例」に係る事前相談に対応していきます。また、県土地利用調整条例による規制面積要件の経過措置について、注視するとともに関係課と連携しながら、対応していきます。	B3	B	政策推進課
2 新時代に向けた積極的な土地利用の推進								
	1 良好な住宅地の整備・促進		道路後退用地整備に伴う登記委託業務・整備工事、宅地開発に伴う許認可業務、道路改良に伴う工事・委託業務を行いました。また、民間住宅の建替えに伴う道路拡幅に関して積極的に地権者交渉を実施しています。 令和7年度狭あい道路の改善に関する協議実績：4件	B	施策を推進するための道路整備及び宅地開発事業の指導を行います。	B1	B	まちづくり課
	2 自然環境に配慮した開発事業の誘導		まちづくり条例に基づき、自然環境に配慮した開発指導(雨水排水の宅内浸透など)を誘導しています。	B	施策を継続的に推進するよう宅地開発事業の指導を行います。	B1	B	まちづくり課
	3 町有地等の利活用の促進		町有財産について、町公共施設等総合管理計画に従い、記載した未利用資産等の活用や処分を進めています。 旧寄中学校については、民間事業者による農林水産アカデミーの事業開始に向け、より効果的な事業が実施できるよう、令和7年度より指定管理に移行するとともに、校舎の改修を実施しました。また、公有地の利活用に向け、国交省の補助事業を活用し、事業の可能性調査を実施しました。	B	町公共施設等総合管理計画に基づき未利用資産等の活用や処分を進めていきます。 旧寄中学校については、指定管理者による農林水産アカデミー事業を本格稼働させ、地域活性化に向けた人材育成や特産品開発を実施していきます。また、公有地の利活用に向け関心のある事業者にはヒアリングを行っています。	B1	B	定住少子化担当室 総務課
3 国土(地籍)調査の推進								
	1 国土(地籍)調査の推進		中央地区 7.0ha閲覧(R6測量分) 谷戸・谷津地区 7.0ha測量	B	谷戸・谷津地区 7.0ha閲覧 河南沢かなん沢・中里地区 4.0ha測量	B1	B	まちづくり課

【暮らし・基盤】施策評価

項目	取組名称	まちづくり戦略 (新規・拡充)	令和7年度事業内容・実績（見込）	令和7年度 評価	令和8年度の事業内容	令和8年度 の方向性	事業総合 評価	担当課
2 新松田駅・松田駅周辺の整備								
1 新松田駅南口駅前広場等整備事業の促進								
1	新松田駅南口駅前広場等整備		地権者との用地交渉を一部実施するとともに、小田急電鉄（株）とエレベーター設置の変更協議を行いました。	B	引続き地権者交渉を進めます。	B1	C	駅周辺事業推進担当室
2	新松田駅南口駅周辺道路の整備	新規	新松田駅南口駅前広場の整備に合わせ、調査検討及び権利者への事業説明を実施します。	B	新松田駅南口駅前広場以西の歩道整備等を目標として、過年度の設計委託の成果を基に土地家屋の調査等を実施し、調査結果を元に権利者交渉を行います。	B1	B	駅周辺事業推進担当室
2 新松田駅北口周辺整備の促進及び松田駅北口周辺整備の検討								
1	新松田駅北口周辺整備の促進	拡充	新松田駅周辺整備基本構想基本計画(H31.3月策定)に基づき、本地区の市街地再開発事業の基本計画を策定し、都市計画決定を行いました。	B	市街地再開発事業の都市計画決定後、本組合設立へ向けて基本設計を実施します。	B1	B	駅周辺事業推進担当室
2	松田駅北口周辺整備の検討	新規	新松田駅周辺整備の進捗に合わせ、整備区域に接続する道路網の整備について検討します。	B	引き続き新松田駅周辺整備の進捗に合わせ整備区域に接続する道路網の整備について検討を進めます。	B1	B	駅周辺事業推進担当室
3 骨格的道路網（国道・県道・幹線町道）と生活道路								
1 道路網の整備								
1	関係機関に対する積極的な要望活動の実施		事業を推進するため、神奈川県に対し、町村会を通じた「県の施策・予算に関する要望」のほか、県議会議員を通じた「政党予算要望」などにより広く要望活動を実施し、改定された「かながわのみちづくり計画」に位置づけられました。 ・県道711号御殿場線高架下の道路拡幅 ・災害時の孤立対策 県道710号、県営土佐原林道整備	B	前年度同様、関係機関を通じて要望活動を行うことで整備を推進していきます。	B1	B	まちづくり課
2 町道・生活道路の整備促進、橋梁の計画的な維持管理								
1	町道等の効率的・効果的な整備		町道等の道路維持、道路改良を行うための地権者等との交渉業務から設計、工事発注、現場管理のほか道路拡幅に伴う補償・登記業務などを行いました。 ・町道2-1号線道路改良工事 ・町道31号線道路改良工事	B	安全性、利便性を考慮した中で緊急度合いを調整しながら計画的に整備を行います。 ・町道2号線道路改良工事 ・町道寄11号線道路改良工事	B1	B	まちづくり課
2	橋梁長寿命化修繕計画の推進		令和7年度については、3橋の点検委託、橋梁長寿命化修繕計画の更新及び十文字橋の詳細調査を行いました。	B	橋梁長寿命化修繕計画に伴い、22橋の点検委託及び十文字橋の詳細設計を行います。	B1	B	まちづくり課
3 歩道整備及びポケットパーク等の整備による歩行空間の確保								
1	駅周辺整備計画による歩道や憩いの場の整備		新松田駅周辺整備計画との連携を検討しました。	B	新松田駅周辺整備計画との連携を検討します。	B1	B	まちづくり課
2	生活環境を向上させる歩行空間の確保		道路改良工事に関する業務。用地交渉をし道路拡幅を実施し、歩行者及び車両通行の利便性を向上させました。 ・町道10-1号線ほか道路改良工事 ・町道2-1号線道路改良工事	B	歩行空間の確保について、安全性、利便性を考慮しながら計画的に整備を行います。 ・町道2号線道路改良工事 ・町道寄11号線道路改良工事	B1	B	まちづくり課

【暮らし・基盤】施策評価

項目	取組名称	まちづくり戦略 (新規・拡充)	令和7年度事業内容・実績（見込）	令和7年度 評価	令和8年度の事業内容	令和8年度 の方向性	事業総合 評価	担当課
4 公共交通								
1 鉄道運行体制の充実								
1	鉄道事業者への要望の継続・鉄道事業者と連携した事業の実施		鉄道事業者に対し、周辺市町と連携して要望活動を継続して行っており、令和7年度も12月23日にJR東海静岡支社にて実施しました。なお、昨年度に引き続き、沿線地域の活性化のために周辺市町と協力して、令和7年度も「マルシェトレイン」を実施し、「ごてんばせんネット」等を活用した情報発信を沿線地域と協力し、継続して実施しました。	B	引き続き「御殿場線利活用推進協議会」にて要望活動の原案作成及び要望活動、沿線地域活性化事業（マルシェトレイン等）を実施します。	B3	B	政策推進課
2 バス交通等の充実								
1	路線バスの運行維持対策の推進		地域公共交通会議にて策定された地域公共交通計画をもとに地域のニーズに合った交通施策を模索してまいりました。会議等では国や県の関係者にも出席いただくことで、最新の交通施策に関する情報を取り入れて、住民の方々による公共交通機関の利用と交通事業者の協力により、交通事業者が存続することはできています。	B	地域公共交通会議にて策定された地域公共交通計画をもとに地域のニーズに合った交通施策を模索してまいります。交通事業者を取り巻く環境が厳しさを増していく中でも、引き続き地域の大切な移動の足を残すために、国や県の補助制度を活用し路線維持を行ってまいります。	B1	B	政策推進課
2	効果的な交通施策の推進と新たな交通施策の推進	拡充	乗合バス運行事業・通学バス定期券助成事業・高齢者バス定期券助成事業といったバス交通主要3施策を推進することで、公共交通利用者の増加に貢献しました。令和5年10月から令和8年3月まで、オンデマンドバス「のーと足柄」の試験運行を行いました。令和7年度が実証実験の最終年度となることから、令和8年度以降の交通施策について、検討を進めました。	B	乗合バス運行事業・通学バス定期券助成事業・高齢者バス定期券助成事業といったバス交通主要3施策と「福祉タクシー券」等地域のニーズに合った交通施策を模索し、新たな交通施策の実施に向けて調整を進めてまいります。	B1	B	政策推進課
5 住宅対策								
1 住宅の整備								
1	老朽化した町営住宅の解体		令和7年度は、老朽化した建物で空き家となった町営住宅を2棟（沢尻住宅1棟・中河原住宅1棟）解体しました。	B	引き続き、老朽化している町営住宅（沢尻・仲町屋・中河原住宅）は、入居者との調整を図り、空き家になり次第、順次解体を実施してまいります。	B1	B	総務課
2	民間等による住宅の整備		町外からの移住を推進するため、関係部署や民間事業者等と連携し、専門知識や経験の活用を図りながら、未利用町有地（沢尻、仲町屋の町営住宅跡地）の有効活用に向けた検討を行いました。	B	関係部署や民間事業者等と連携し、専門知識や経験の活用を図りながら、未利用町有地の有効活用に向けた具体的な調整、検討に入ります。	B1	B	総務課
3	住宅取得促進事業の推進及び新制度の研究・実行・周知		町内での宅地等の供給が見込まれ、対象者に対し、住宅取得促進奨励金交付事業を周知(窓口案内や広報誌等への掲載)し、活用を促すことで、人口の社会増に貢献することができた。	B	人口の社会増に寄与する施策であるため、引き続き必要な事業額を予算化し、個人の住宅の取得を促してまいります。また、補助活用者へアンケート調査を実施し、町の施策推進の参考としてまいります。	B1	B	定住少子化担当室
4	民間住宅の建設促進、良好な住宅地開発の誘導		まちづくり条例に基づき開発の内容を審査し、事業者と調整して良好な宅地開発を誘導しています（令和7年度実績：1件）。	B	施策を継続的に推進するよう宅地開発事業の指導を行います。	B1	B	まちづくり課
5	空家・空地の把握と利活用の推進		個人への空き家対策の普及啓発として、固定資産税納入通知書発送時にチラシを同封するとともに、通年で空家相談を受け、個々のケースにあった不動産の専門家を紹介し、課題解決の手助けを行いました。また、空家問題に知見のある民間事業者(2社)と連携協定を締結しました。	B	外観目視による空き家の実態調査を実施し、各種情報と突合の上、空き家の認定作業を進めます。その後、所有者へのアプローチとして、「町の空き家対策事業」が掲載されているチラシを送付し、空家相談に繋げ、連携協定先等の専門家の協力のもと、課題解決を図ってまいります。	A	B	定住少子化担当室

【暮らし・基盤】施策評価

項目	取組名称	まちづくり戦略 (新規・拡充)	令和7年度事業内容・実績（見込）	令和7年度 評価	令和8年度の事業内容	令和8年度 の方向性	事業総合 評価	担当課
	6 特定空家等取り壊し		危険な空家等の現状を確認し、所有者に対して維持管理等の依頼を実施しました。	B	引き続き、危険な空家等の現状を確認し、所有者に対して維持管理等の依頼を実施します。	B2	B	安全防災担当室
	7 空家・空地バンク制度の運用及び相談業務	新規	「空き家・空き地バンク」を引き続き開設し、掲載物件数の確保のため、年間を通じ広報等で、空き家所有者への掲載を喚起しました。 また、空き家の窓口相談等を通じ、所有者から直接的なアプローチがあった場合、利活用可能な空家等については、バンクへの掲載を促し、掲載物件数の増加に繋げ、利用したい方とのマッチングを推進しました。 令和7年度中の成約数：3件(売買2・賃貸1)	B	「空き家・空き地バンク」を引き続き開設し、掲載物件数の確保のため、年間を通じ広報等で、空き家所有者への掲載を喚起していきます。また、本年度実施する空家調査の結果を活用し、空き家所有者に通知を送付する予定でいます。利活用可能な空家等については、バンクへの掲載を促し、掲載物件数の増加に繋げ、利用したい方とのマッチングを推進していきます。	B1	B	定住少子化担当室
6 ごみ処理対策								
1 ごみ収集・処理対策								
	1 ごみの分別収集の推進		町広報及び町公式サイトやイベント等を活用し、ごみの分別及び減量化、再資源化についての啓発を行うと共に、希望者にコンポスト容器及びペットボトル圧縮機を配布しました。 また、外国人の住民を対象に、ごみの分別表の英語版を作成しました。	B	ごみ分別表の全戸配布、広報及びホームページやイベント等を活用した啓発やコンポスト容器及びペットボトル圧縮機等の普及促進により、ごみの分別及び減量化、再資源化を図ります。 また、外国人の住民を対象とした多言語での案内の充実を図ります。	B1	B	環境上下水道課
	2 リサイクル活動団体への助成		資源ごみの回収を実施した登録団体を対象にリサイクル活動団体等奨励金を交付し、活動を促進しました。	B	奨励金の交付については現行制度を継続し、登録団体の活動を促進するとともに、広報等により制度の周知及び登録団体の増加に取組みます。	B1	B	環境上下水道課
	3 ごみの減量化の推進		家庭用のコンポスト容器及びペットボトル圧縮機を配布するとともに、3Rを周知・啓発することでごみの減量を推進しました。 また、衣類等の再利用や再資源化の実現に向けた研究をに取組みました。	B	広報及びホームページやイベント等を活用し、ごみの分別及び減量化、3Rについての啓発を行うと共に、衣類等の再利用や再資源化の実現に向けて取組みを推進します。	B1	B	環境上下水道課
7 水道事業								
1 経営の健全化								
	1 水道使用料適正化の検討	拡充	水道事業運営審議会において、財政推計や給水原価・供給単価など、料金の設定基礎となる資料を提供しながら議論を進め、経営の健全化に対する適正な料金改定について答申がまとまりました。町としては、審議結果の答申を踏まえて、安定した会計運営に資する料金の適正化を検討し、議会への提案準備を進めました。	B	所要の手続きを経て決定した料金について、町民に周知広報を図り、実施に移行します。所要の手続きを経て決定した料金について、町民に周知広報を図り、実施に移行します。	B1	B	環境上下水道課
	2 経営の健全化	拡充	水道事業運営審議会において、上水道事業及び寄簡易水道事業それぞれの課題を洗い出し、現状の運転資金不足や、将来の施設更新費用などを踏まえた財政推計を示し、経営の健全化に向けた議論を進め、答申をまとめました。	B	議会の議決を経て適正化された水道料金を財源の根幹とし、経営の健全化を図ります。	B1	B	環境上下水道課
2 施設整備と維持管理の充実								
	1 給水管の布設替えと施設の更新・整備	拡充	上茶屋送水ポンプ場のポンプ更新や、弥勒寺第1水源の次亜注入ポンプの更新工事を実施しました。 また、施設更新計画の大幅な見直しを行い、管路の布設替えも適切な時期に計画的に施工できるよう、改善を図りました。	B	見直した施設更新計画に則り、ポンプや電気計装に加え、管路の更新も計画的に実施します。	B1	B	環境上下水道課
	2 水質管理計画に基づく水質管理		県水道水質管理計画及び町水質検査計画を踏まえた、法定の水質基準に基づく検査を実施しました。	B	県水道水質管理計画及び町水質検査計画を踏まえ、法定の水質基準に基づき、新たに追加されるPFAS項目も含めて、検査を実施します。	B1	B	環境上下水道課
3 水道の満足度向上								
	1 水道事業の情報発信と開示	新規	有害性が指摘され始めているPFOS・PFOAの検査結果公表や災害時の水道事業における啓蒙などについて、広報を中心に、水道水にまつわる情報を幅広く発信・開示することで、使用者の満足度向上に取組みました。	B	使用料金の値上げの方向性の中で、町水道水の安全性やおいしさの特徴を強く発信し、理解の醸成に取組みます。	B1	B	環境上下水道課

【暮らし・基盤】施策評価

項目	取組名称	まちづくり戦略 (新規・拡充)	令和7年度事業内容・実績（見込）	令和7年度 評価	令和8年度の事業内容	令和8年度 の方向性	事業総合 評価	担当課
8	下水道・生活排水施設整備							
	1 公共下水道事業長寿命化の推進							
	1 下水道事業の推進と経営基盤の強化		公営企業会計の適用を開始し、事業の正確な把握や、今後の財政マネジメントの向上等を見据えた取組をスタートさせました。	B	重要施設（避難所等）への接続管路耐震化を優先して進めるために、これまでの更新計画における優先順位の見直し等を行います。 また、料金の見直しも含めて経営基盤の強化策を検討するため、審議会の招集を図ります。	B1	B	環境上下水道課
	2 生活排水処理の推進							
	1 合併処理浄化槽整備の推進		合併処理浄化槽の整備費及び維持管理費の補助を行うことで、合併処理浄化槽への転換の促進に取り組みました。	B	設置費補助金及び維持管理費助成金制度を引き続き運用するとともに、広報及びホームページによる啓発、対象者への戸別訪問等により、合併処理浄化槽への転換を促進していきます。	B1	C	環境上下水道課